

銭函風力開発建設事業に係わる環境影響評価書に関する 環境の保全の見地からの意見

平成24年8月17日付け経済産業省資源エネルギー庁長官宛

I 総括的事項

- 1 評価書の作成に当たっては、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「発電所主務省令」という。）及び「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」（平成24年6月6日経済産業省資源エネルギー庁長官）を踏まえるとともに、地域特性に十分配慮すること。
- 2 環境影響評価の項目及び調査の手法の選定については、発電所主務省令別表第5及び別表第10に基づき、その選定した理由及び選定しなかった理由について具体的に記載すること。その上で、大気質、騒音、水質、動植物等について必要な予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

また、対象事業実施区域は、北海道自然環境保全指針（平成元年7月）において、「すぐれた自然地域：石狩海岸」として抽出されており、この構成要素として極めて重要なカシワ林やエゾアカヤマアリ、キタハウネンエビなどに着目し、必要な調査・予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- 3 風力発電施設、変電施設、現場事務所、蓄電設備、取付道路、土捨場などの設置に伴う土地の改変場所や面積を具体的に示した上で、対象事業実施区域を設定し、工事の期間、工程、建設工事における使用資機材並びに作業車両の種類、規格、台数及び通行経路について評価書に記載すること。併せて、施設・設備の構造、仕様書の詳細についても評価書に記載すること。
- 4 工事の実施に伴う影響要因については、発電所主務省令別表第5に基づき工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響について調査・予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- 5 既に稼働している他の風力発電施設についての課題や対応策などに関する情報を可能な範囲内で収集し、その結果を評価に活かすよう努めること。
- 6 事後調査の内容が十分ではないことから、発電所主務省令第17条に基づき再検討を行い、評価書に記載すること。
- 7 評価書の作成に当たっては、提出された意見を十分に検討するとともに、各種デー

タや評価の根拠となる数値等を具体的に記載するなど、分かりやすい内容となるよう努めること。

- 8 事業計画や環境調査、工事内容等に関する情報については、地域の意向を十分踏まえて地域住民や小樽市、石狩市、札幌市に対し、積極的に情報公開や説明に努めること。

II 個別的事項

1 大気環境

- ① 風力発電機の騒音・低周波音の環境保全措置については、稼働時間や設置場所などを含め、影響が回避・低減されているかどうかについて再検討し、その結果を評価書に記載すること。
- ② 低周波音の影響はないとしているが、一部の地点で現況からの増加が認められる。低周波音に係る最新の知見を踏まえ、その増加分を回避・低減するために必要な環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。
- ③ 騒音・低周波音の事後調査については、調査期間は騒音・低周波音の影響を適切に把握できるよう考慮して設定するとしているが、具体的に評価書に記載すること。

2 鳥類

- ① 地域を特徴づける生態系における注目種・群集の選定に当たっては、上位性の基準を満たすアカモズを注目種として再評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- ② トウネン、アジサシ、アオアシシギなどの渉禽類や渡り鳥についてのバードストライクの評価が十分ではないことから、最新の科学的知見を基に客観的かつ定量的な予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- ③ 供用後の風車に対するバードストライクについては、影響が確認された際には予防策の検討を行うとしているが、稼働時間の調整など具体的な予防策の内容を評価書に記載すること。

3 動物

- ① すぐれた自然地域（石狩海岸）の要素であるキタハウネンエビについて、調査・予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- ② 同じくエゾアカヤマアリについて、予測・評価を行い評価書に記載すること。併せて、その踏査ルートや巣穴調査図の詳細を評価書に記載すること。

4 植物

- ① 植生の回復に当たっては、郷土性の高い種苗を植栽するとしているが、具体的な種名を評価書に記載すること。
- ② 取付道路などの設置に伴う侵略的外来種による影響について調査・予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

5 湖沼

風力発電施設の基礎工事については、一般的に採用されている土壌・地下水・排水などに影響が生じることがない工法を採用するとしているが、三日月湖への影響が評価されていない。再評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

6 景観

事後調査項目に景観を追加し、風車の設置や地形の改変による周辺環境への影響を調査することとし、これを評価書に記載すること。

7 その他

- ① 発電所主務省令第8条に基づき有識者の助言内容と専門分野を評価書に記載すること。
- ② 発電所主務省令第17条に基づき、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針を評価書に具体的に記載すること。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係法令を遵守することはもとより、環境影響評価の結果を踏まえて環境保全についての適切な配慮を行うこと。